

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百八十三回 貨幣制度の話 その四

南出喜久治（令和8年元旦記す）

かてともの たみがすべてを つくりだす かねはこれらの あはせかがみよ
(食料と商品、民が全てを作り出す、通貨はこれらの合はせ鏡よ)

貨幣に公的信用力が認められると、貨幣は「通貨」と呼ばれる。

つまり、万人が貨幣として認めることによって、貨幣は商品売買の手段、蓄財の対象になつて通貨となる。

通貨のことを本来であれば公共貨幣と呼ぶべきであるが、その用法に混乱がある。

そして、山口は、債務貨幣の説明についても不思議な説明をする。貨幣の認識は、民間の金融機関から借金することから始めるのである。人が手元に一銭も持たないところから貨幣の始まりを説くのである。一銭も財産のない人に銀行が貸すことが前提として話が始まる。初めに借金ありきである。そして、その借金の利子を払ふためにさらに借金することになり、借金返済のために人は働かなければ生活ができないといふことを前提として説明するのである。借金とその利息を払ふことから始まるので債務貨幣といふのである。そして、借金を返済すると貨幣が減る。それが問題だと言ふのである。それがどうして問題なのかが解らない。

これは貨幣の前提を完全に取り違へた虚構の論理である。

この貨幣（通貨）は、人の肉体労働、知的労働の産物としての価値を表象するものであるから、本来であれば、貨幣発行権はそれぞれの国民に一人一人に帰属するものであるが、統一した公的信用力のある貨幣を発行することを個々人に委ねることでは、均一性が保てず、偽造されることもあつて、実際上も技術的に運用が不可能である。

そこで、この貨幣発行権は、公的信用を持つ国家に委託しなければならない。

しかし、これはあくまでも委託であり、国家に無償譲渡するものではないはずである。

国家の成り立ちについて、社会契約説といふものがあるが、そこでは、この最も必要な貨幣発行権の委託ないしは譲渡について全く言及されてゐない。つまり、この点が全く考査されてゐない点において社会契約説といふのは欠陥理論だったのである。

ところで、国民一人一人に貨幣発行権があるとしても、それは労働によって生み出された価値物（財とサービス）を反映したものであり、その価値は、劣化したり自己消費されて消滅するものである。たとえば、農民がコメを生産してその価値を投影する貨幣が生まれたとしても、農民自身がそのコメを食して消費し、その他の者がコメだけでなく消費財を消費すれば、その貨幣相当分を減らさなければならない。消費された価値に対応する貨幣が消滅しないとなると、価値と貨幣との相関関係が破れてしまふからである。

このことについて、國體護持総論では、次のやうに述べた。

シルビオ・ゲゼル (Silvio Gesell) は、『自然的經濟秩序』 (1914+660) といふ著作の中で、あらゆる財貨が費消されたり減耗して減價するのに、その価値尺度である通貨だけが減價しない矛盾を指摘して、金利の徵收を否定し、貨幣の退蔵化を防止する提案をした。しかし、この著作はマルクスの『資本論 第一巻』発刊から約半世紀後であつたことから、マルクスは、労働価値説と貨幣制度との関係について、ゲゼルの見解を受け止めて考察することができてゐなかつたのである。

人の營みに必要な財貨は、主として労働によって増加するものの、それが消費され、あるいは事件、事故、災害などによつても減少する。異種の財貨を物々交換することが交換經濟の原型であるから、貨幣が財貨の代用であれば、江戸時代において基幹物資であつた米（コメ）に通貨代用機能を持たせた米本位制度の方が、經濟の基礎的條件 (fundamentals) を満たしてゐたはずである。

つまり、国家に貨幣発行権を委ねて、貨幣の統一（通貨）を行ひ、生産物の価値の増減に対応する複雑な仕組みをどのように設計すべきなのか、といふことなのである。

このことは、未だに誰も提案できてゐないが、國體護持総論では、年度ごとに政府が発行して国民に交付する年度貨幣のやうな会計学的な試案を提示してゐるので読んでいただきたい。

ともあれ、この貨幣（通貨）発行権が国家に帰属するとなると、国民にその生産した価値分の通貨を無償にて交付し、価値の減少があれば、それを回収すべき必要があるが、そのやうなことは誰も言はない。仮に、その制度設計が技術的に困難であつたとしても、その基本認識ができるてゐない現在の金融論、財政論は砂上の楼閣のやうな欠陥理論であつて、ここに致命的な盲点がある。

いま行はれてゐるのは、山口薰が提唱した「公共貨幣」論によつて、これを「債務貨幣」と対比させ、貨幣発行権を政府に帰属させる公共貨幣と、民間に帰属させる債務貨幣の区別だけで議論してゐるだけである。